

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成23年11月10日(2011.11.10)

【公表番号】特表2008-535860(P2008-535860A)

【公表日】平成20年9月4日(2008.9.4)

【年通号数】公開・登録公報2008-035

【出願番号】特願2008-505617(P2008-505617)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/165 (2006.01)

A 6 1 K 47/38 (2006.01)

A 6 1 K 47/36 (2006.01)

A 6 1 K 47/12 (2006.01)

A 6 1 P 25/28 (2006.01)

A 6 1 P 3/04 (2006.01)

A 6 1 P 25/30 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/165

A 6 1 K 47/38

A 6 1 K 47/36

A 6 1 K 47/12

A 6 1 P 25/28

A 6 1 P 3/04

A 6 1 P 25/30

【手続補正書】

【提出日】平成23年9月20日(2011.9.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(a) 10mgないし250mgのL-リシン-d-アンフェタミンジメシリ酸塩と、

(b) 40重量%ないし90重量%の微結晶性セルロースと、

(c) 1重量%ないし10重量%のクロスカルメロースナトリウムと、

(d) 5重量%未満のステアリン酸マグネシウムとを含むことを特徴とする医薬品組成物。

【請求項2】

(a) 20mgないし30mgのL-リシン-d-アンフェタミンジメシリ酸塩と、

(b) 80重量%ないし81重量%の微結晶性セルロースと、

(c) 2.5重量%のクロスカルメロースナトリウムと、

(d) 1重量%のステアリン酸マグネシウムとを含むことを特徴とする医薬品組成物。

【請求項3】

(a) 40mgのL-リシン-d-アンフェタミンジメシリ酸塩と、

(b) 71重量%の微結晶性セルロースと、

(c) 2.5重量%のクロスカルメロースナトリウムと、

(d) 1.5重量%のステアリン酸マグネシウムとを含むことを特徴とする医薬品組成物。

【請求項 4】

- (a) 50 mg ないし 70 mg の L - リシン - d - アンフェタミンジメシリ酸塩と、
 (b) 5.6 重量 % の微結晶性セルロースと、
 (c) 2.4 重量 % ないし 2.5 重量 % のクロスカルメロースナトリウムと、
 (d) 1.5 重量 % のステアリン酸マグネシウムとを含むことを特徴とする医薬品組成物。

【請求項 5】

- (a) 30 mg の L - リシン - d - アンフェタミンジメシリ酸塩と、
(b) 15.1 mg の微結晶性セルロースと、
(c) 4.69 mg のクロスカルメロースナトリウムと、
(d) 1.88 mg のステアリン酸マグネシウムとを含むことを特徴とする医薬品組成物。

【請求項 6】

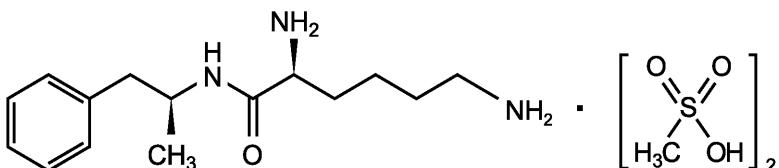
- (a) 50 mg の L - リシン - d - アンフェタミンジメシリ酸塩と、
(b) 70 mg の微結晶性セルロースと、
(c) 3.12 mg のクロスカルメロースナトリウムと、
(d) 1.88 mg のステアリン酸マグネシウムとを含むことを特徴とする医薬品組成物。

【請求項 7】

- (a) 70 mg の L - リシン - d - アンフェタミンジメシリ酸塩と、
(b) 9.8 mg の微結晶性セルロースと、
(c) 4.37 mg のクロスカルメロースナトリウムと、
(d) 2.63 mg のステアリン酸マグネシウムとを含むことを特徴とする医薬品組成物。

【請求項 8】

前記 L - リシン - d - アンフェタミンジメシリ酸塩が以下の化学式
【化 1】



で表されることを特徴とする、請求項 1 ないし 7 のいずれか 1 つに記載の医薬品組成物。

【請求項 9】

L - リシン - d - アンフェタミンベシリ酸塩であることを特徴とする化合物。

【請求項 10】

L - リシン - d - アンフェタミンマンデル酸塩であることを特徴とする化合物。

【請求項 11】

請求項 9 に記載の前記化合物と、1種類又は2種類以上の医薬品として許容可能な添加物とを含むことを特徴とする医薬品組成物。

【請求項 12】

請求項 10 に記載の前記化合物と、1種類又は2種類以上の医薬品として許容可能な添加物とを含むことを特徴とする医薬品組成物。

【請求項 13】

L - リシン - d - アンフェタミンが 10 mg 含まれることを特徴とする、請求項 1、11 又は 12 に記載の医薬品組成物。

【請求項 14】

L - リシン - d - アンフェタミンが 20 mg 含まれることを特徴とする、請求項 1、2、11 又は 12 に記載の医薬品組成物。

【請求項 15】

L - リシン - d - アンフェタミンが 30 mg 含まれることを特徴とする、請求項 1、2、11 又は 12 に記載の医薬品組成物。

【請求項 16】

L - リシン - d - アンフェタミンが 40 mg 含まれることを特徴とする、請求項 1、3、11 又は 12 に記載の医薬品組成物。

【請求項 17】

L - リシン - d - アンフェタミンが 50 mg 含まれることを特徴とする、請求項 1、4、6、11 又は 12 に記載の医薬品組成物。

【請求項 18】

L - リシン - d - アンフェタミンが 60 mg 含まれることを特徴とする、請求項 1、4、11 又は 12 に記載の医薬品組成物。

【請求項 19】

L - リシン - d - アンフェタミンが 70 mg 含まれることを特徴とする、請求項 1、4、7、11 又は 12 に記載の医薬品組成物。

【請求項 20】

注意欠陥多動性障害 (A D H D) の治療薬を製造するための請求項 1ないし 8、又は 11ないし 19 に記載の医薬品組成物、又は請求項 9 又は 10 に記載の化合物の使用。

【請求項 21】

カタプレキシーの治療薬を製造するための化合物の使用であって、前記化合物は単一アミノ酸か、2ないし 10 個のアミノ酸を含むペプチドかと共有結合したアンフェタミン又はその医薬品として許容可能な塩を含むことを特徴とする使用。

【請求項 22】

睡眠麻痺の治療薬を製造するための化合物の使用であって、前記化合物は単一アミノ酸か、2ないし 10 個のアミノ酸を含むペプチドかと共有結合したアンフェタミン又はその医薬品として許容可能な塩を含むことを特徴とする使用。

【請求項 23】

うつ病の治療薬を製造するための化合物の使用であって、前記化合物は単一アミノ酸か、2ないし 10 個のアミノ酸を含むペプチドかと共有結合したアンフェタミン又はその医薬品として許容可能な塩を含むことを特徴とする使用。

【請求項 24】

抗うつ剤と併用される、うつ病の治療薬を製造するための化合物の使用であって、前記化合物は単一アミノ酸か、2ないし 10 個のアミノ酸を含むペプチドかと共有結合したアンフェタミン又はその医薬品として許容可能な塩を含むことを特徴とする使用。

【請求項 25】

疲労の治療薬を製造するための化合物の使用であって、前記化合物は単一アミノ酸か、2ないし 10 個のアミノ酸を含むペプチドかと共有結合したアンフェタミン又はその医薬品として許容可能な塩を含むことを特徴とする使用。

【請求項 26】

入眠時幻覚の治療薬を製造するための化合物の使用であって、前記化合物は単一アミノ酸か、2ないし 10 個のアミノ酸を含むペプチドかと共有結合したアンフェタミン又はその医薬品として許容可能な塩を含むことを特徴とする使用。

【請求項 27】

6 - 12 歳の患者の注意欠陥多動性障害の治療薬を製造するための化合物の使用であって、前記化合物は単一アミノ酸か、2ないし 10 個のアミノ酸を含むペプチドかと共有結合したアンフェタミン又はその医薬品として許容可能な塩を含むことを特徴とする使用。

【請求項 28】

前記アンフェタミンは、アンフェタミン、メタンフェタミン又はメチルフェニデートから選択されることを特徴とする請求項 21ないし 27 のいずれかに記載の使用。

【請求項 29】

前記化合物は、L - リシン - d - アンフェタミン又はその医薬品として許容可能な塩で

あることを特徴とする請求項 2 1ないし 2 7のいずれかに記載の使用。

【請求項 3 0】

前記化合物は、(L - リシン)₃ - d - アンフェタミン、(グリシン)₃ - d - アンフェタミン、L - リシン - グリシン - d - アンフェタミン、D - リシン - L - リシン - d - アンフェタミン、L - ロイシン - L - リシン - d - アンフェタミン及び(L - プロリン)₂ - d - アンフェタミンから選択されることを特徴とする請求項 2 1ないし 2 7のいずれかに記載の使用。

【請求項 3 1】

前記化合物は、L - リシン - d - アンフェタミンジメシリ酸塩であることを特徴とする請求項 2 1ないし 2 7のいずれかに記載の使用。

【請求項 3 2】

前記化合物は、L - リシン - d - アンフェタミンベシリ酸塩であることを特徴とする請求項 2 1ないし 2 7のいずれかに記載の使用。

【請求項 3 3】

前記化合物は、L - リシン - d - アンフェタミンマンデル酸塩であることを特徴とする請求項 2 1ないし 2 7のいずれかに記載の使用。

【請求項 3 4】

学習障害か、アルツハイマー病か、健忘症か、記憶疾患又は記憶障害か、線維筋痛か、疲労か、慢性疲労か、うつ病か、てんかんか、強迫神経症か、反抗的行為障害か、不安神経症か、抵抗性うつ病か、脳卒中リハビリテーションか、パーキンソン病か、気分障害か、統合失調症か、ハンチントン病か、認知症か、運動機能不全か、無気力症か、ピック病か、クロイツフェルト - ヤコブ病か、睡眠障害か、脳損傷又は神経変性に関連する疾患か、トウレット症候群か、インポテンスか、ニコチン依存症又は禁断症状かの治療薬を製造するためのL - リシン - d - アンフェタミン又はその医薬品として許容可能な塩の使用。